

東大和市まちづくり文化基金条例の一部を改正する条例

東大和市まちづくり文化基金条例（平成3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大和市文化・スポーツ基金条例

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「地域づくり事業を推進し、文化豊かで魅力ある」を「豊かな人間性と文化を育む」に、「の振興」を「に資する文化活動、スポーツ活動等の推進」に、「確保する」を「積み立てる」に、「東大和市まちづくり文化基金」を「東大和市文化・スポーツ基金」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

（1）前条の趣旨に適合する寄附金の額

第2条第2号を削り、同条第3号中「一般会計歳入歳出予算」を「一般会計予算」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第6条中「第1条の趣旨に添う」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）文化活動の振興を図るための財源に充てるとき。
- （2）文化財の保存、文化的な施設の整備等を図るための財源に充てるとき。
- （3）スポーツ活動の充実を図るための財源に充てるとき。
- （4）スポーツ施設の整備等を図るための財源に充てるとき。
- （5）その他第1条の趣旨に適合する事業の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。